

新たに無店舗取次店を営業される方へ

1 営業を始めるには

無店舗取次店の営業を始めるには、業務用車両の保管場所又は営業者の住所地などを管轄する保健所に、「営業届」を提出することから始まります。

営業届を提出される際には、業務用車両の自動車検査証を持参してください。

※クリーニング業法第5条第2項

2 営業を始めたら

○ 業務用車両は常に清潔に保つとともに、運搬容器を月1回以上消毒するなどクリーニング業法令に基づき衛生的に管理することに常に心掛けてください。

※クリーニング業法第3条第3項、県条例

○ 洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。

また、苦情の申出先となる「クリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号」を記載した書面を配布します。

※クリーニング業法第3条の2、同法施行規則第1条の2

3 従事者の講習

営業者は、無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、業務従事者の5分の1（端数切り上げ）に当たる者を衛生管理を行う者として選定し、知事が指定した講習を受けさせ、その後は3年を超えない期間ごとに講習を受けさせなければなりません。

なお、クリーニング師研修を受けたクリーニング師は、この講習を受けたものとみなされます。 ※クリーニング業法第8条の3、同法施行規則第10条の3

4 業務用車両等に変更があったとき、又は営業をやめたとき

業務用車両や営業区域などを変更したときは「変更届」を、営業をやめたときは「廃止届」を、すみやかに保健所に提出しなければなりません。

※クリーニング業法第5条第3項

5 営業を承継したとき

譲渡、相続、合併又は分割により営業の地位を承継したときは、遅滞なく「承継届」を保健所に提出しなければなりません。 ※クリーニング業法第5条の3

＜クリーニング師研修会・クリーニング従事者講習会に関するお問合せ先＞

公益財団法人愛知県生活衛生営業指導センター 電話（052）953-7443